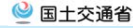


職種別意見交換会の実施状況



- 令和6年11月以降、型枠、鉄筋、住宅分野から意見交換を開始し、これまで計28の職種別意見交換会を実施
- 職種別意見交換会では、各業界の実情に応じた「労務費の基準値」の示し方や、これに当たっての留意点、実効性確保の具体策について議論。
- 令和7年12月までに、13職種分野99工種(作業)について、国土交通省において「労務費の基準値」を公表。(建設業許可業種29業種中15業種の何らかの作業に対応)
- 引き続き調整中の職種から検討を進めつつ、その他の職種についても業界団体からの意向を踏まえて順次対応。

| 開催した職種別意見交換会と構成員※1 | | ※1記載職種は、職種は開催回・団体数は五十音順 ※2引き続き調整中の基準値を含む | |
|---|--|---|--|
| | | 凡例 | ○ 基準値として公表 (令和7年12月時点) ● 調整中 |
| (全職種共通) 建設産業専門団体連合会、全国建設業協会、全国中小建設業協会、日本建設業連合会 | | 管・配管 | ● 全日本瓦工事業連盟、日本金属屋根協会、日本建築協会 |
| 型枠 ○ 日本型枠工業協会 | | 解体 | ● 全国解体工事事業団体連合会 |
| 鉄筋 ○ 全国匠接業協同組合連合会、全国鉄筋工業協会 | | 鉄骨 | ● 鉄骨建設協会 |
| 住宅分野 ○ 住宅生産団体連合会、全国建設労働組合総連合、全国工務店協会、全国住宅産業地域活性化協議会 | | トンネル | ● 日本推進技術協会、日本トンネル専門工事事業協会 |
| 左官 ○ 日本左官業組合連合会 | | 防水 | ● 全国防水工事事業協会 |
| 電工※2 全日本電気工事業工業組合連合会、日本計装工業会、日本建設工業協会 | | 掃かん | ○ 日本匠気技術協会 |
| 塗装 ● 日本塗装工業会 | | さく替 | ● 日本発破・破砕協会 |
| とび ○ 日本建設解体工事事業団体連合会、日本農工業連合会 | | 切断穿孔 | ● ダイヤモンド工業協同組合 |
| 内装 ● 全国建設室内工事事業協会、全日本農事業協同組合、日本建設インテリア事業協同組合連合会、日本室内装飾事業協同組合連合会、日本農産業協会 | | タイル・サッシ・ガラス | ● 建築開口部協会、全国板硝子工事協同組合連合会、全国板硝子商工協同組合連合会、全国タイル業協会、日本サッシ協会、日本タイル煉瓦工事事業協会 |
| 空調衛生※2 全国管工事事業協同組合連合会、全国ダクト工業団体連合会、日本空調衛生工事事業協会、日本計装工業会、日本配管工事事業団体連合会、日本保温保冷工業協会、日本冷凍空調設備工業連合会 | | エクステリア | ● 日本エクステリア建設業協会 |
| 土工※2 全国圧入協会、全国基礎工事事業団体連合会、全国クレーン建設業協会、全国コンクリート圧送事業団体連合会、全国特定法面保護協会、日本アンカー協会、日本ウェルポイント協会、日本機械土工協会、日本基礎建設協会、日本グラウト協会、日本建設あと施工アンカー協会、日本建設解体工事事業団体連合会 | | 構築 | ● 日本建築建設協会、日本環境・調構造物産装技術協会、プレストレスト・コンクリート建設協会、プレストレスト・コンクリート工事事業協会 |
| | | 管鋪 | ● 全国管業協会 |
| | | 造園 | ○ 日本造園組合連合会、日本造園建設業協会 |
| | | 上下水道 | ● 全国管工事事業協同組合連合会、日本管路更生工法品質確保協会 |
| | | 土間 | ● 日本左官業組合連合会、日本土間業組合連合会 |

図3：職種別意見交換会の実施状況

務費の確保をより円滑に進める観点から、一定の要件を満たす職種分野においては、国土交通省において、本基準により導き出される適正な労務費の具体的な数値（以下「基準値」という。）を定め、運用することとする。基準値は【図2】に定める統一様式に沿って示すこととし、令和7年12月時点においては、13職種分野において99工種（作業）の基準値を設定し、公表している。

基準値の詳細は国土交通省のWebサイト (URL: <https://roumuhi.mlit.go.jp/>) において示している。

3. 本基準の実効性を確保するための施策

3-1. 実効性確保策の意義

本基準の実効性を確保し、技能者の処遇改善を実現するためには、「上流から下流へ価格が決まる」構造により労務費を値下

げの原資とした価格競争が行われる状況を変革し、「下流から上流へ価格が決まる」構造、すなわち技能者の賃金原資等を適正に確保しつつ、受注者の技術力や施工の質、生産性向上に向けた取組等の要素により競争がなされて価格が決定される環境を構築する必要がある。

この目的は、単に本基準が示されることをもって当然に達成されるものではなく、実効性確保策を適切に講じることが不可欠である。この認識を踏まえ、本基準の中で、「契約段階（入口）」「支払段階（出口）」の両面における実効性確保策を位置づけることとしている。

3-2. 契約段階における実効性確保の取組

① 必要経費の取扱い明確化

労務費の確保に当たり、労働者の処遇に必要な他の経費へのしわ寄せを防ぐため、